

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年10月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

1. GIグレード 0件

2. GIIグレード 0件

3. GIIIグレード 12件

| NO. | 号機等 | 不適合事象 | 備考 |
|-----|-----|---|----|
| 1 | 1号機 | 今定期検査に非常用ディーゼル発電機から取外し、予備品とするディーゼル機関シリンダーの点検時、ライナー面に磨耗を確認した。当該ライナー面を修理。 | |
| 2 | 1号機 | タービンランド復水器の放射線モニタサンプルポンプ(B)の試運転時、異音を確認した。当該ポンプを修理。 | |
| 3 | 1号機 | 原子炉建屋最上階において、水銀灯の不良を確認した。当該水銀灯を点検・修理。 | |
| 4 | 5号機 | 原子炉再循環流量制御系電動機・発電機セット(A)の油冷却器入口弁のフランジ部に油のにじみを確認した。当該フランジ部を点検・修理。 | |
| 5 | 5号機 | 低電導度廃液系ろ過器A加圧空気入口逆止弁の点検時、弁体に腐食を確認した。当該弁体を修理。 | |
| 6 | 6号機 | 中央制御室において、警報表示用制御装置の1つに故障を確認した。当該装置を点検・修理。 | |
| 7 | 7号機 | 換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(A)(C)の圧縮機均圧電磁弁の点検時、ケーブルに損傷を確認した。当該ケーブルを修理。 | |
| 8 | 7号機 | 湿分分離加熱器(A)第2段加熱器蒸気元弁の点検時、電動駆動弁部のケーブル接続部に油のにじみを確認した。当該ケーブル接続部を修理。 | |
| 9 | 7号機 | 湿分分離加熱器(A)第1段加熱器蒸気元弁の点検時、電動駆動部のプラグ部に油のにじみを確認した。当該プラグ部を修理。 | |
| 10 | 7号機 | 高圧タービン第一段後蒸気室圧力計C第一元弁の点検時、弁体に浸透探傷検査にて指示模様を確認した。当該弁体を修理。 | |
| 11 | 7号機 | 高圧ドレンポンプA, B, C入口復水注入弁の点検時、付属の計装品制御弁の排気口から空気の漏れを確認した。当該弁を修理。 | |
| 12 | 7号機 | 第一給水加熱器Aドレン水位計の点検時、信号処理装置の基板の不良によりループ誤差が管理値を超えていることを確認した。当該基板を修理。 | |